

薬学教育協議会オンラインシンポジウム
薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂)について
2023.4.12

大項目「G 薬学研究」

和歌山県立医科大学

平田 收正

E 衛生薬学

【大項目 G ワーキンググループ】

鈴木 匡

名古屋市立大学大学院薬学研究科

本間 浩

薬学教育協議会

富岡 佳久

東北大学大学院薬学研究科

○平田 収正

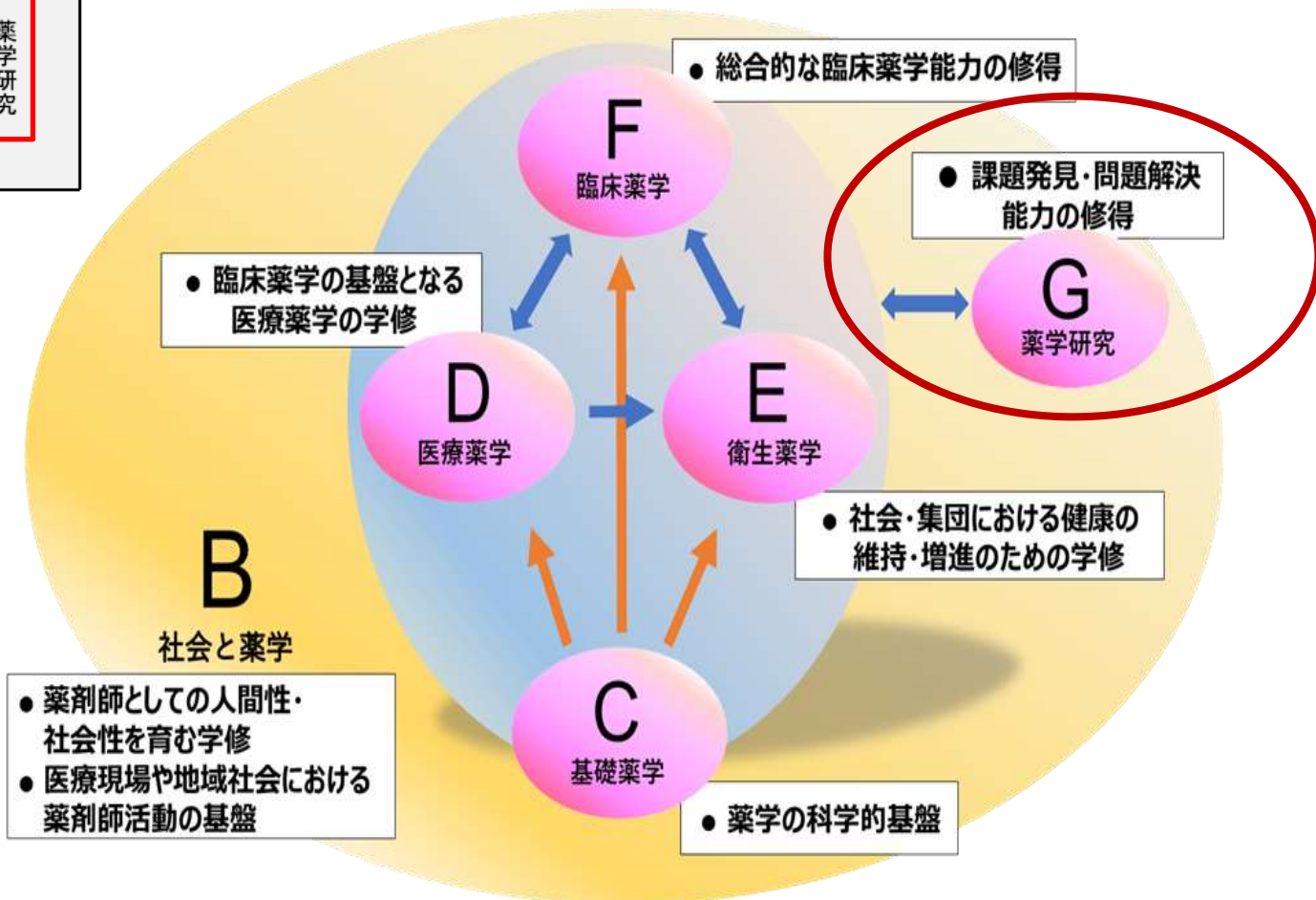
和歌山県立医科大学薬学部

A 薬剤師として求められる
基本的な資質・能力

各大学のディプロマ・ポリシー

B	C	D	E	F	G
社会と薬学	基礎薬学	医療薬学	衛生薬学	臨床薬学	薬学研究

大項目「B 社会と薬学」～「G 薬学研究」の相互の関連 (イメージ図)



「G 薬学研究」

現 行
平成25年度改訂版

改 訂
令和4年度改訂版

薬学教育モデル・コアカリキュラム

A 基本事項

B 薬学と社会

C 薬学基礎

D 衛生薬学

E 医療薬学

F 薬学臨床

G 薬学研究

薬学教育モデル・コア・カリキュラム

A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力

B 社会と薬学

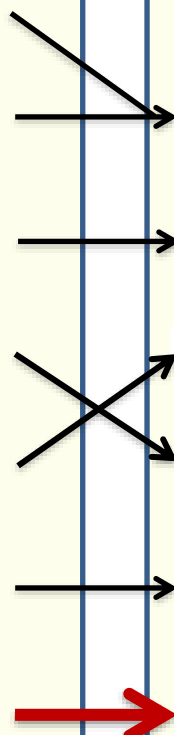
C 基礎薬学

D 医療薬学

E 衛生薬学

F 臨床薬学

G 薬学研究



薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた基本方針

- 1. 大きく変貌する社会で活躍できる薬剤師を想定した教育的内容の検討**
- 2. 生涯にわたって目標とする「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を提示した新たなモデル・コア・カリキュラムの展開**
- 3. 各大学の責任あるカリキュラム運用のための自由度の向上**
- 4. 臨床薬学という教育体制の構築**
- 5. 課題の発見と解決を科学的に探究する人材育成の視点**
- 6. 医学・歯学教育のモデル・コア・カリキュラムとの一部共通化**

G 薬学研究

- 研究を通して、全ての大項目の学修を基盤として課題発見、問題解決能力を修得。
- 「薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」と「研究の実践」により構成。
- 「薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」：
科学的根拠に基づく批判的思考、俯瞰的思考の修得と、研究による社会貢献に向けた使命感、責任感、倫理観の涵養。
- 「研究の実践」：
創造的思考による研究課題の設定、研究計画の立案、研究の実施と成果の解析・考察。

大項目「G 薬学研究」の学修目標

大項目B～Fにおいて学んだ知識や技能を活用して、自らが探究すべき薬学的な課題を発見し、課題に係る情報の収集と解析・評価に基づいて研究課題の設定と研究計画の立案を行う。研究計画に沿って、主体的に研究を行い、その結果についての学術的な解析と考察により結論を導く。

こういった科学的な探究を通して、薬学や医療の発展に貢献する研究に必要な課題発見能力・問題解決能力を身に付ける。また研究において求められる基本的な姿勢を理解し、自らの研究を科学的、倫理的、人道的に遂行する資質を涵養する。

「G 薬学研究」の作成方針

- ① 「G 薬学研究」を主に学部高学年で履修する卒業研究における科学的探究として位置付けた。
- ② 「G 薬学研究」では、「B 社会と薬学」、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」及び「F 臨床薬学」における学修を基盤とした学修として、2つの中項目「G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」と「G-2 研究の実践」を順次性をもって設定した。
- ③ すなわち、まず卒業研究に際して、批判的思考と俯瞰的思考により薬学的課題を発見し、使命感と責任感を持って、研究倫理に則って研究を遂行する資質・能力を身に付ける。次に研究の実践として、創造的思考により研究課題の設定と研究計画の立案を行い、研究を適正に実施し、科学的根拠に基づいた成果の解析と考察により学術研究としての結論を導く資質・能力を身に付けることを学修目標とする。
- ④ 平成25年度改訂版でも薬学研究は「G 薬学研究」となっているが、学修成果基盤型教育(OBE)の深化を図る本モデル・コア・カリキュラムにおける「G 薬学研究」は、大学の教育研究上の目的やディプロマ・ポリシーに係り、更に薬剤師が社会から求められる研究能力の修得を目標とする重要な学修である。
- ⑤ 「G 薬学研究」では、学修目標においてこのような薬学教育プログラムにおける位置づけ及びその重要性を明示した。したがって、大学におけるカリキュラムでは、卒業研究の質的担保が求められるところである。

平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

中項目と小項目

平成25年度改訂版

G. 薬学研究	
1	薬学における研究の位置づけ
2	研究に必要な法規範と倫理
3	研究の実践

平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

平成25年度改訂版の「G 薬学研究」では、

- | | | |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 薬学における研究の位置づけ | GIO | SBOs 4 |
| (2) 研究に必要な法規範と倫理 | GIO | SBOs 3 |
| (3) 研究の実践 | GIO | SBOs 6 |

令和4年度改訂版の「G 薬学研究」では、

- 本モデル・コア・カリキュラムの基本方針であるOBEへの深化を図るための概念化した学修目標の設定を踏まえて、中項目「G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」と「G-2 研究の実践」を設定し、それぞれ2つの小項目によって構成した。
- 小項目の学修目標と学修事項については、従来のGIOやSBOsのように知識・技能・態度に分けることなく、パフォーマンスとしての「学修」、特に研究の適正な遂行と、科学的根拠に基づいた批判的思考、俯瞰的思考及び創造的思考による研究の遂行を示した。

平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

中項目と小項目

令和4年度改訂版

G 薬学研究

G-1

薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢

G-2

研究の実践

1	薬学的課題発見に向けた批判的思考と俯瞰的思考	研究課題の設定と研究計画の立案
2	薬学研究に取り組む姿勢	研究の実施と成果の解析・考察

中項目と小項目の構成

中項目 G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢

G-1-1 薬学的課題発見に向けた批判的思考と俯瞰的思考

【ねらい】

大項目B、C、D、E及びFにおける学修をもとに、
自らの着想による研究に向けて、学術研究に対する批判的思考力と
薬学的課題を発見するための俯瞰的思考力を身に付ける。

G-1-2 薬学研究に取り組む姿勢

【ねらい】

大項目B、C、D、E及びFで学んだ専門的な知識・技能と、G-1-1で
身に付けた課題発見能力をもとに、
自らの着想による研究に向けて、薬学や医療に貢献する研究に取り
組む姿勢を涵養する。

中項目と小項目の構成

中項目 G-2 研究の実践

G-2-1 薬学的研究課題の設定と研究計画の立案

【ねらい】

大項目B、C、D、E及びFで学んだ専門的な知識・技能と、G-1で身に付けた課題発見能力と研究に取り組む姿勢をもって、自ら研究を行い、成果を得るために、研究課題を設定し研究計画を立案する能力を身に付ける。

G-2-2 薬学研究の実施と成果の解析・考察

【ねらい】

大項目B、C、D、E及びFで学んだ専門的な知識・技能をもとに、身に付けた課題発見能力と研究に取り組む姿勢をもって、G-2-1における研究課題の設定と研究計画の立案に基づいて、自ら研究を行い、成果を得るための能力を身に付ける。

A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力とのつながり

「G 薬学研究」において身に付ける課題発見能力及び問題解決能力は、薬剤師が医療人として生涯にわたって薬学と医療の発展への寄与により社会に貢献するために必要な全ての資質・能力の基盤となり、また生涯にわたって向上をはかるべき能力である。

したがって、本大項目は〔プロフェッショナリズム〕、〔総合的に患者・生活者を見る姿勢〕、〔生涯にわたって共に学ぶ姿勢〕、〔科学的探究〕、〔専門知識に基づいた問題解決能力〕、〔情報・科学技術を活かす能力〕、〔薬物治療の実践的能力〕、〔コミュニケーション能力〕、〔多職種連携能力〕、〔社会における医療の役割の理解〕の資質・能力に係る学修といえる。

評価の指針の作成方針

1. 薬学や医療に関する研究の学術的な重要性と社会的意義の理解のもとに、批判的思考によりその成果を評価し、俯瞰的思考により自らが探究すべき薬学的課題を発見する。
2. 薬学や医療の発展に貢献する使命感や責任感を持って、主体的に研究に取り組む。
3. 薬学的な課題の解決に向けて創造的思考により作業仮説を立て、研究課題を設定と研究計画の立案を行う。
4. 研究における不正行為を熟知し、研究倫理に則り、研究に係る法令や指針等を遵守して研究を行う。
5. 研究結果について創造的思考による学術的な解析と考察に基づいて結論を導き、その成果について学術的な報告を行う。

評価の指針の作成方針

「G 薬学研究」の評価の指針については、各小項目に掲げた学修目標への総合的な到達度を基準として、指針1～5を設定している。

2つの中項目の学修には順次性があるため、中項目「G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」にあたる指針1、2と「G-2 研究の実践」にあたる指針3～5については、1、2の評価に基づいて3～5を評価する。

本大項目の教育においては、上記指針の基準に基づいた達成度評価を的確に行うために、小項目のそれぞれの学修目標の達成に向けて学生が卒業研究に自主的に取り組むために十分な学修環境（設備、期間、指導者の資質・能力等）の設定が望まれる。

薬学教育の質の保証から見た カリキュラムの在り方

薬学教育の質保証

○ 厚労省

- ・ 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（2020.7～）
2021.6 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」

○ 文部科学省

- ・ 文部科学省 薬学系人材養成の在り方に関する検討会（2021.8～）
② 薬学部教育の質保証専門小委員会
2022.8 「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」

薬剤師の養成等

● 薬学教育（カリキュラム、教員、卒業までの対応）

- ・ 今後の薬剤師が目指す姿を踏まえたカリキュラムとすべき。
- ・ 国家試験対策中心の学習に偏重することなく、6年間を通じた研究のカリキュラムを維持すべき。
- ・ 教員の養成と質の向上が重要である。最新の臨床現場の理解と研究能力を有することが必要である。
- ・ 修学状況（進級率、標準修業年限内国試合格率など）等の課題を有する大学が存在する状況を改善するため、これらの情報の適切な公表、薬学教育評価機構による第三者評価結果の効果的な活用、評価結果のわかりやすい公表等を行うべき。

薬学教育の質保証

○ 厚労省

- ・ 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（2020.7～）
2021.6 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」

○ 文部科学省

- ・ 文部科学省 薬学系人材養成の在り方に関する検討会（2021.8～）
 - ② 薬学部教育の質保証専門小委員会
2022.8 「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」

6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ（概要）

令和4年8月 薬学系人材養成の在り方に関する検討会

1. はじめに

- 平成18年度から開始された6年制の薬学教育課程では、薬学教育モデル・コアカリキュラムを踏まえた教育が行われ、平成26年度には質の高い入学者の確保等の方策がとりまとめられた。また、令和元年度までに薬学教育評価（第三者評価）の第一サイクルが終了し、各大学における薬学教育の充実のための取組が一層推進されているところ。
- 昨年6月には、厚生労働省の検討会において、将来的な薬剤師の供給過剰が懸念される中、適正な定員規模を含む薬学部での質の確保について懸念が示され、薬学教育の質の確保が課題とされた。こうした現状を踏まえ、薬学部教育の質保証専門小委員会では今後の薬学部教育の充実・改善に向けた方策についてヒアリングを実施し、合計10回の審議を重ねた。

2. 薬学部教育の現状と課題

- 平成18年度に制度化された薬剤師養成課程である6年制の薬学部教育については、医療現場のニーズを踏まえた人材の養成が図られている。
- 平成15年度から平成20年度にかけて28学部が増加し、平成30年度から令和3年度に公立（2学部）、私立（3学部）の新設が行われた。また、平成20年度に薬剤師養成課程の入学定員は12,170人と最大となり、その後、私立大学全体の定員は若干減少している。
- 私立大学薬学部の志願倍率、入学志願者数は減少傾向が続いており、入学定員充足率が80%以下の大学は約3割に達している。また、標準修業年限内（6年）の国家試験合格率は、大学間ではばらつきがある（約18%～85%：令和2年度）。

3. 今後の薬学部教育の改善・充実の方向性

（1）入学者選抜の在り方

- 明確なアドミッション・ポリシーの下、薬学を学ぶために必要な一定の知識を確認する試験や面接等の組み合わせにより、入学志願者の将来の医療人としての資質・能力、意欲や適性等を特に重視した評価を行う必要がある。

（2）入学定員に関する取組

- 6年制課程の薬学にかかる学部・学科の新設及び収容定員増については、学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合していれば原則として認可されてきたが、その原則を改め、抑制方針をとることとし、速やかに制度化を進める必要がある。その場合、地域毎に薬剤師の偏在が指摘されていることを踏まえ、各都道府県の医療計画等において、薬剤師不足など将来的に当該地域における人材養成の必要性が示され、かつ、他の都道府県との比較において薬剤師の確保を図るべきであると判断できる等の場合には、上記の例外として取り扱うことが適切である。
- 薬剤師の地域偏在の解消にあたっては、大学と地方自治体等が連携して対応することが重要であり、薬剤師の偏在対策に資する地域枠等の定員枠の設定等により、地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリア形成とつなげていく必要がある。また、国においても、需給推計を基にした地域における薬剤師の需要見通しの精査や偏在指標の導入、大学と地方自治体等が連携する卒前・卒後の取組に対する支援を行う必要がある。

（3）教学マネジメントの確立

ア) 教育課程・教育方法

- ・ 薬学教育の質保証のためには、薬学教育モデル・コアカリキュラムを踏まえた教育課程の編成・実施が重要であり、大学においては、今後改訂される当該モデル・コアカリキュラムの内容を確実に教育課程において身に付けさせることができるよう十分な準備と実行が求められる。
- ・ 在宅医療を含む地域医療や薬剤師の偏在（地域偏在や業態偏在）等に関する教育プログラムの策定・実施を通して、薬剤師の果たす役割に関する教員及び学生の意識を醸成していくことも重要である。

イ) 学修成果・教育成果の把握・可視化、進路指導等

- ・ 学生の就職支援・進路指導にあたっては、地方自治体等による奨学金制度や卒業後のキャリア形成支援等の取組みの一層の充実を図るとともに、大学においてもその取組を学生に対して十分周知する必要がある。

ウ) FD/SD、教学IR

- ・ 教学IR（インスティテュショナルリサーチ）は、質の高い薬学教育の根幹をなすものであり、客観的なデータ及び分析結果に基づきカリキュラムの見直しや学生の特徴を踏まえた効果的な学修方法の改善・充実に取り組み、その結果を評価する取組を継続することが重要。また、教学IRに基づき課題を抽出し、改善に向けたFDのテーマ設定を行うことも有効である。

エ) 情報の公表

- ・ 大学は、入学者選抜に関する情報、標準修業年限内の卒業率及び国家試験合格率、各年次の留年率、第三者評価の結果等については、ホームページや入学案内等において、受験生や保護者、高校の進路指導担当教員、在学生等に分かりやすい形で公表すべき。新卒の国家試験合格率を掲載する場合には、標準修業年限内の国家試験合格率も併記すべき。
- ・ 国は、各大学の情報公表の状況を確認し、必要な情報提供や情報開示が適切になされていないと考えられる大学に対して、必要な助言等を行うことが求められる。

（4）内部質保証と薬学教育評価（第三者評価）への対応

- 薬学教育評価機構においても、本とりまとめで指摘されている入学定員から進路指導等にわたる各課題について、大学の取組や改善を評価していくことが今後期待される。加えて、各大学の特に優れた取組を積極的に公表するなど評価結果を広く大学間で共有していくための取組を実施することが求められる。

4. おわりに

- 薬学教育の質の改善・充実のためには、薬学教育に関わる大学関係者のもとより評価機構等の関係団体や薬剤師会・病院薬剤師会等における取組の充実、厚生労働省及び文部科学省におけるより一層連携した施策の実施など、本とりまとめの対応策を着実に実行するとともに、これらの取組の進捗状況について定期的に把握し、改善に生かしていくことが必要。

教学マネジメント指針

令和2年1月22日・中央教育審議会大学分科会

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、選抜型授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SD・教学IR)

教学マネジメント指針

令和2年1月22日・中央教育審議会大学分科会

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

「教学マネジメント」

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、**大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営み**である。
- 教学マネジメントの確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、**学修者本位の教育の実現**のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

SD、
教学IR
を
支
え
る
基
盤

- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化

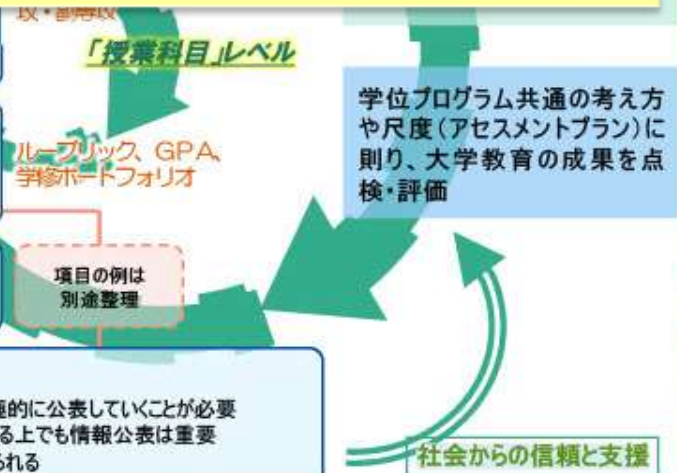
- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくと、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援



教学マネジメント指針「学修者本位の教育の実現」

○ 学修者本位の教育とは、

学生が、大学のミッション（使命）に基づいて（何を教えたかではなく）「何を学び、（何を考え、）身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を実感できる教育。

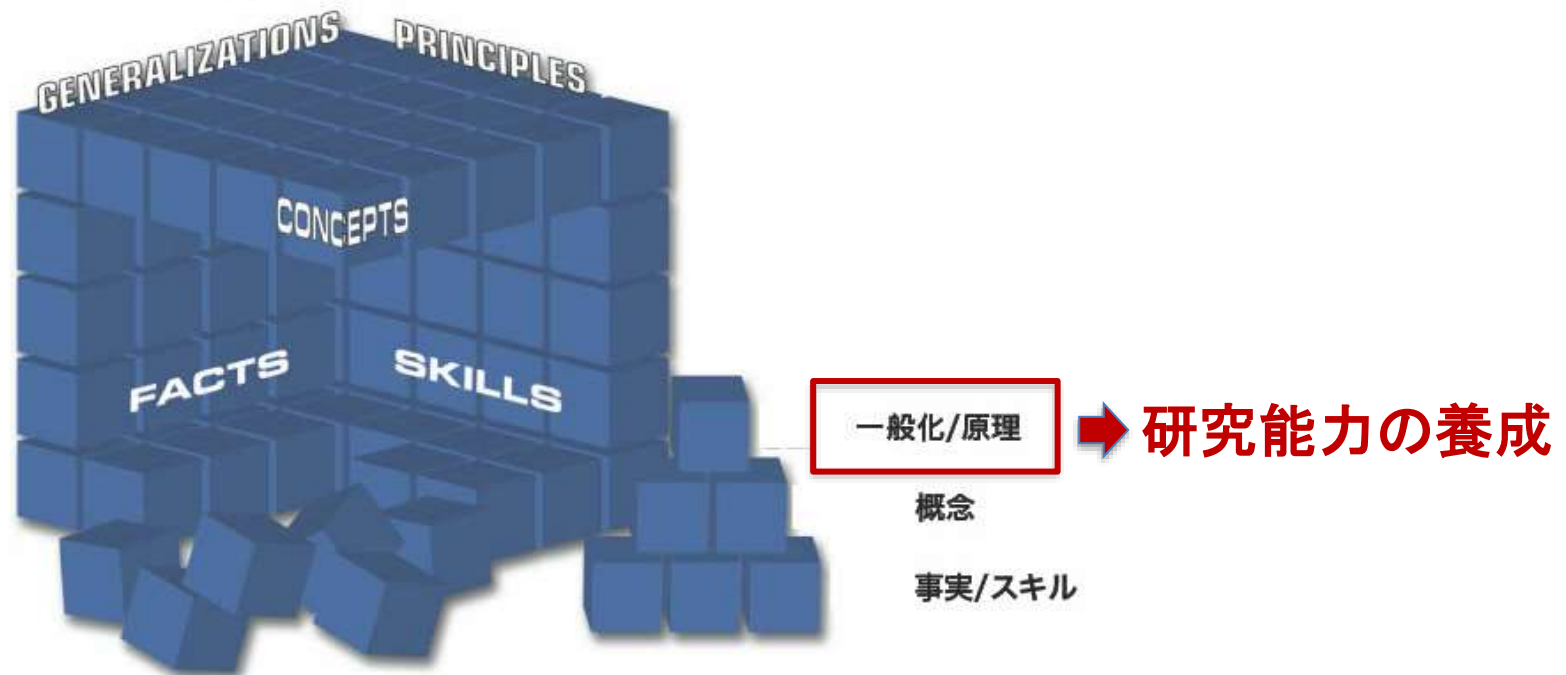
➡ 学生自身が目標を明確に意識しつつ主体的に学修に取り組むこと、その成果を自ら適切に評価し、さらに必要な学びに踏み出していく自律的な学修者となることが求められる。

➡ 改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて基軸となる教育の在り方。学修成果基盤型教育に基づくコアカリへの改訂を目指した所以。

概念 (concept) とは、

「理解している物事に共通している特徴」という意味である。
学生が概念を身に付けるということは、学生が学ぶべき対象を理解し、認識するときに、それらに共通する特徴を身に付けるということである。具体的事実を網羅的に数多く覚えるのではなく、いくつかの典型的な例をもとに考えることで共通点を見出し、新たに直面した事象に応用する力、問題点を解決する力を身に付けることを意味する。

3D カリキュラム/指導
概念理解型モデル



概念 (concept) とは、

「理解している物事に共通している特徴」という意味である。
学生が概念を身に付けるということは、学生が学ぶべき対象を理解し、認識するときに、それらに共通する特徴を身に付けるということである。具体的事実を網羅的に数多く覚えるのではなく、いくつかの典型的な例をもとに考えることで共通点を見出し、新たに直面した事象に応用する力、問題点を解決する力を身に付けることを意味する。

○ 学修者本位の教育とは、

学生が、大学のミッション（使命）に基づいて（何を教えたかではなく）「何を学び、（何を考え、）身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を実感できる教育。

- ➡ 学生自身が目標を明確に意識しつつ主体的に学修に取り組むこと、その成果を自ら適切に評価し、さらに必要な学びに踏み出していく自律的な学修者となることが求められる。
- ➡ 大学院博士課程への進学を志向する学部生を増やすためには、「G.薬学研究」における研究能力の養成を始め、学修者本位の教育が実現できるカリキュラムが望まれる。

ご清聴ありがとうございました。